



# 一般健康診断結果の概要について

このたび、一般健康診断結果の概要を以下のとおりとりまとめましたのでお知らせします。なお、令和4年分については、「令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推定値」となっています。（全国、宮城労働局、大河原労働基準監督署とも）

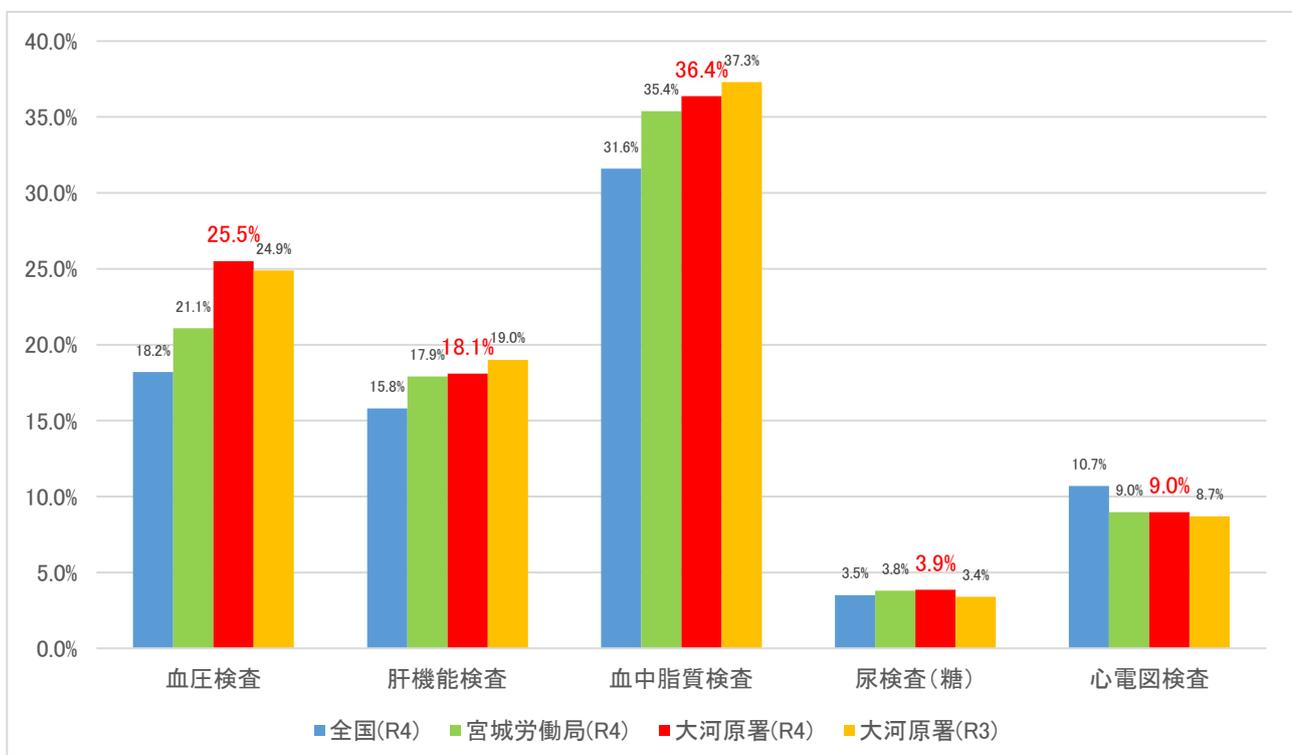
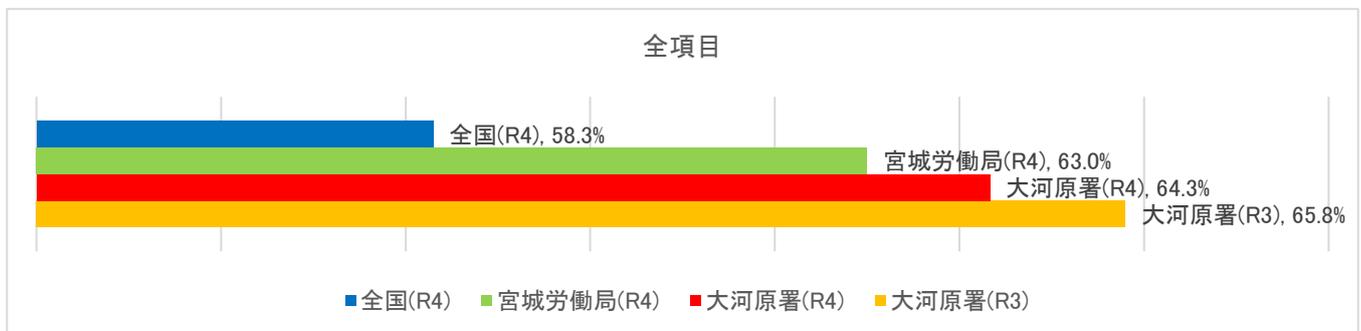
令和4年有所見率の算出方法：

$$(\text{令和4年1～9月の有所見率}) \times 0.75 + (\text{令和4年10～12月の有所見率}) \times 0.25$$

健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、すべて労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

- 健康診断実施後は、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。
- 50人未満の小規模事業場の場合、地域産業保健センターで健康診断の事後措置に関する医師からの意見聴取についてご相談いただくことができます。

## 全国・宮城労働局及び大河原労働基準監督署管内の定期健康診断における有所見率



### 労災保険二次健康診断等給付のご案内

一次健康診断の結果①血圧検査②血中脂質検査③血糖検査④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定のすべてに「異常の所見」があると診断されたときは労災保険二次健康診断等給付を受けることができます。①～④が「異常なし」と診断された場合であっても、産業医等が就業環境等を総合的に勘案し異常の所見を認めた場合も受けられる場合がありますので、詳細はお尋ねください。

# 働き方改革説明会のご案内

宮城労働局では令和6年4月1日からの建設業、医師への時間外労働上限規制の適用に向けて、県内各地で「働き方改革説明会」を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

## 建設業の 時間外労働の上限規制に関する説明会

令和6年4月1日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。宮城労働局では、建設業を対象として裏面のスケジュールで説明会を開催します。

ご案内は、別途、運営受託者からもお送りしていますが、ご案内が届いていない事業場の皆様にもご参加いただけます。ご参加はいつでも無料です。ぜひご参加ください。

**● 時間外労働の上限規制の内容**  
(36協定新様式の記載方法を含む。)

**● 建設業における働き方改革等**  
(工期の適正化に係る内容を含む。)

**● 上限規制に対応するための支援策**  
(助成金のご案内を含む。)

☆ 当局のほか、東北地方整備局や宮城働き方改革推進支援センターからの説明を予定しています。

ぜひ  
ご参加ください！

### 説明内容

**【申込方法】**

- 説明会の案内状が届いたものの当日都合が悪い場合  
→ 案内状のIDにより、下のQRコードから別の日程にお申込みいただけます。
- 説明会の案内状が届いていない場合  
→ 運営受託者(株)リーガルマインド「時間外労働の上限規制に関する説明会」事務局 (フリーコール<0800-222-3029> 受付時間：(平日)09:00~17:00)に連絡の上、申込IDを取得して、下のQRコードからお申し込みください。

**お申込みはこちら** ※ 説明会運営受託者 (株)東京リーガルマインドの予約フォームに繋がります。

【お問い合わせ】 宮城労働局 労働基準部 監督課 ☎022-299-8838

## 開催日程・会場

※ 説明会の開催時間は、いずれの日も14:00~16:30(13:30開場)です。

月	日	管轄署	定員数	会場
9月	8日(金)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
	14日(木)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
	21日(木)	石巻	108	石巻市水産総合振興センター (石巻市魚町2-12-3)
	26日(火)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
	28日(木)	古川	80	パレットおおさき(大崎生涯学習センター) (大崎市古川穂波3-4-20)
10月	3日(火)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
	12日(木)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
11月	9日(木)	石巻	100	気仙沼市民会館 (気仙沼市笹が降4-2)
	13日(月)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
	14日(火)	大河原	150	仙南地域職業訓練センター (柴田郡柴田町船岡字案内1-9)
	22日(水)	仙台	54	日立システムズホール仙台エッグホール (仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5)
30日(木) (仮日程)	瀬峰	80	栗原文化会館アポロプラザ (栗原市築館高田2-1-10)	

## 「医師の働き方改革」説明会

2024年4月 新しい働き方が始まります！

2024年4月から、医師にも時間外労働の上限規制が適用されます。今回、上限規制の内容や中小病院が取り組むべき医師の働き方改革の取組ポイントなどの説明会を、裏面の日程で開催します。ぜひご参加ください。

なお、会場参加には定員がございますので、お早めにお申し込みください！お申込方法は裏面をご覧ください。

### プログラム

※ いずれの会場も説明内容は同じです。

**第1部 医師の時間外労働の上限規制** (新36協定版、休日割増率等を含む) 労働基準監督署

**第2部 中小病院がやっておくべき「医師の働き方改革」取組ポイント** 宮城医療労務管理支援センター

**第3部 勤務環境改善に向けた取組みを促進するための支援制度** (補助金等) 宮城県保健福祉部医療人材対策室

**個別相談コーナー開設**

説明会終了後、アドバイザーが個別に皆様のご質問にお答えします！この機会をぜひご利用ください。(仙台会場においては、個別相談の席にご予約ください。)

**<お問い合わせ先>**

宮城医療労務管理支援センター  
仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F 宮城県社会保険労務士会内  
電話：022-211-9003 / e-mail: jryouroumu@sharq-miyagi.com

**【主催】 宮城労働局、宮城医療労務管理支援センター**  
**【後援】 宮城県、宮城県医師会、宮城県医療勤務環境改善支援センター**

### 仙台会場【会場参加+オンライン参加】(宮城労働局労務管理支援センター主催)

**日 時** 令和5年11月17日(金) 14:00~16:30  
**会 場** ハーネル仙台 2F青葉 (仙台市青葉区本町2-12-7) 定員40人  
※ 個別の案内状の送付は予定していません。本リーフレットからお申し込みください。

**■ 申込方法(申込期間：9月10日(日)~11月10日(金))**

① 右のQRコードから申込み  
② URLから申込み <https://forms.gle/VHSoN3MzjWTKDmY9>

※ 仙台会場での説明会は、「医師の働き方改革実務セミナー」として、宮城医療労務管理支援センターが主催します。

### 仙台以外の会場【会場参加のみ】(宮城労働局・(株)東京リーガルマインド主催)

① **日 時** 令和5年10月13日(金) 14:00~16:30 定員150人  
**会 場** 仙南地域職業訓練センター (柴田郡柴田町船岡字案内1-9)

② **日 時** 令和5年10月19日(木) 14:00~16:30 定員108人  
**会 場** 石巻市水産総合振興センター (石巻市魚町2-12-3)

③ **日 時** 令和5年10月31日(火) 14:00~16:30 定員80人  
**会 場** パレットおおさき大崎生涯学習センター (大崎市古川穂波3-4-20)

※ 仙台以外の会場での説明会には、9月中旬頃に、(株)東京リーガルマインドから個別の案内状の送付を予定しています。

**■ 申込方法(申込期間：9月中旬~)**

● **説明会の案内状が届いた場合**  
案内状記載の申込IDにより、右のQRコード(案内状のものと同じ)からお申込みください。ご案内の日程と異なる日程の申し込みも可能です。

● **説明会の案内状が届いていない場合**  
運営受託者(株)東京リーガルマインド「時間外労働の上限規制に関する説明会」事務局 (フリーコール<0800-222-3029> 受付時間：(平日)9:00~17:00)に連絡の上、申込IDを取得して、右のQRコードからお申し込みください。

※ 仙台以外の会場での説明会は、「時間外労働の上限規制に関する説明会」として、(株)東京リーガルマインドが宮城労働局に委託して開催します。

# 「宮城県最低賃金」が改定されます。

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

令和5年10月1日から **時間額923円**（9月30日までは883円）

なお、最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

## 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最低賃金の適用を受ける労働者を雇用する事業者の皆様へ

特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されますが、令和5年10月1日以降は、令和4年12月15日発効の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の特定最低賃金（時間額919円）が宮城県最低賃金（時間額923円）を下回るため、特定最低賃金の適用を受ける場合であっても支払う賃金額は時間額923円以上とする必要があります。

さらに、今後、特定（産業別）最低賃金が改定され、宮城県最低賃金（時間額923円）を上回るようになった場合は、当該最低賃金の適用を受ける労働者については特定（産業別）最低賃金額以上を支払うことが必要となります。

## 「業務改善助成金」の拡充の概要について

申請期限：令和6年1月31日

事業完了期限：令和6年2月28日

### 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

【問合せ先】令和5年度

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440

（平日8:30-17:15）

① 対象事業場の拡大

拡  
充  
後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別  
最低賃金の差額が  
50円以内の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大され  
たので、助成金が受けられる  
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請



<対象>

事業場規模50人未満のみ  
2023年4月1日から12月31日  
までに賃金引き上げを実施して  
いれば、賃金引き上げ計画の提出  
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

- 賃金引き上げ結果
- 事業実施計画（設備投資等の計画）



③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合



必ず最新の交付要綱・要領で  
助成要件をご確認ください。

### 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを事業場所在地を管轄  
する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出  
した計画に沿って  
事業実施

労働局に事業実施  
結果を報告

審査

支給

④助成上限率については、右のQRコードによりホームページからご確認ください。

### 賃金引き上げに当たっての留意点

地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発行日の前日までに引き上げていただく必要があります。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。